

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率（国・地方）が、平成26年4月1日に8%、令和元年10月1日に10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度旭市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

（歳入）引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） 836,011千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,350,980千円

【社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区分	予算科目			令和5年度 決算額	財源内訳					
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費税交付金（社会保障財源化分）	
					国・県 支出金	地方債	その他			
社会福祉	3 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費	97,610	21,395		3,955	72,260	9,272	
			2. 障害者福祉費	1,668,610	1,151,591		16,622	500,397	64,211	
		2. 老人福祉費	1. 老人福祉総務費	58,992	2,298		4,189	52,505	6,738	
			2. 後期高齢者医療費	6,920			1,921	4,999	641	
			3. 生活支援費	25,228			15,511	9,717	1,247	
		3. 児童福祉費	1. 児童福祉総務費	1,055,258	522,726		72,627	459,905	59,015	
	2. 母子父子福祉費		253,168	88,202		1,609	163,357	20,962		
	3. 児童措置費		806,081	679,855		193	126,033	16,173		
	4. 児童福祉施設費		3,002				3,002	385		
	4. 生活保護費	2. 扶助費	923,887	684,155		31,216	208,516	26,757		
		社会保険	3 民生費	1. 社会福祉費	4. 国民健康保険費	482,274	295,768		186,506	23,932
				2. 老人福祉費	2. 後期高齢者医療費	817,081	134,355		37,233	645,493
	保健衛生	4 衛生費	1. 保健衛生費	4. 介護保険費	853,743	55,628		956	797,159	102,291
1. 保健衛生総務費				2,354,298	70	10,000	12,015	2,332,213	299,269	
2. 予防費				265,934	5,023		1,775	259,136	33,252	
			3. 母子保健費	95,282	39,530		1,396	54,356	6,975	
合 計				11,350,980	4,321,989	150,700	363,223	6,515,068	836,011	

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当しています。